

## 文京区地球温暖化対策地域推進計画における課題と方向性

### 1. 来年度に向けた課題と方向性の整理

「令和4年度 第1回 文京区地球温暖化対策地域推進協議会」において、最新の温室効果ガス排出量や行動計画（アクションプラン）の実施状況などの新たな文京区地球温暖化対策地域推進計画（以下「温対計画」という。）の進捗状況を報告しており、進行管理方法やアクションプランなどにおいて、方向性の整理を行う必要があると考えております。

来年度に向けては、以下の課題認識のもと、改善に向けた新たな取組を進めることを想定しています。

表 1-1 課題認識とアクションプランの方向性

区分	課題		方向性
進行管理方法	・区民のアンケート回収率が低下傾向にあり、統計精度確保の観点からも回収率の向上・回復が必要	⇒	アンケートの周知方法の変更
アクションプラン1	・区内の二酸化炭素排出量のうち5割以上を占める事業者に対して、更なる二酸化炭素排出量の削減が必要	⇒	事業者への新たな啓発事業の実施
	・区内の二酸化炭素排出量のうち約3割を占め、部門で唯一前年度比で増加した家庭部門の二酸化炭素排出量の削減が必要	⇒	省エネ設備導入等への補助事業拡充
アクションプラン2	・区民の再エネ設備等の導入率が3割弱（2022年アンケート結果）にとどまっている	⇒	再エネ設備導入等への補助事業拡充
アクションプラン3	・敷地内の緑化に取り組んでいる区民の割合が5割程度（2022年アンケート結果）にとどまっている ・区民の次世代自動車への買替えは3割台（2022年アンケート結果）にとどまっている	⇒	・住宅等敷地内での緑化促進 ・都のZEV導入支援事業の周知
アクションプラン4	・事業者の生ごみ減量化や生ごみリサイクルの実施率は、大規模5割、中小規模3割弱（2022年アンケート結果）にとどまっている	⇒	事業系食品ロスの更なる削減の促進
アクションプラン5	・区民の「気候変動への適応」に対する関心は高いが、アクションプランへの取組意識は横ばい（2022年アンケート結果）となっている	⇒	環境イベント等での気候変動影響に関する周知、啓発

## 2. アクションプランの方向性（案）

前述の課題と方向性に基づき、進行管理方法やアクションプランなどの方向性を整理しました。

### 2.1 進行管理方法【環境政策課】

#### <概要>

- 毎年度実施している区民・団体及び事業者のアンケートについては、封筒のサイズを長3封筒から角2封筒に変更します。また、視覚的に認識しやすい色の選択や、封筒への記載事項などを工夫します。

#### <期待される効果>

- アンケートを受け取った回答者の目に留まりやすくなり、封筒を見るだけで趣旨が理解できるようにすることで、封筒の開封率を上げ、回収率の向上が期待できます。

### 2.2 アクションプラン 1 省エネの推進

#### (1) 文京区脱炭素プラットフォーム事業【環境政策課】（資料第4号参照）

##### <概要>

- 東京都の環境確保条例に規定する大規模事業所に該当する区内事業所を主な対象として、二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを共通の目標としたプラットフォームを立ち上げ、脱炭素の取組みに対する意識を醸成します。

##### <具体的な実施方法>

- 区が事務局となり、年1回、参加事業所の省エネや二酸化炭素排出量の縮減への取組みを共有し、区内事業所の脱炭素に対する意識の醸成を図ります。

##### <期待される効果>

- 区内事業所等の省エネや二酸化炭素排出量縮減へ取組みを共有することで、脱炭素に対する機運の意識が期待できます。

#### (2) 省エネルギー設備設置助成事業の拡充【環境政策課】（資料第4号参照）

##### <概要>

- 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減に効果的な省エネルギー設備の普及を促進するため、対象事業の追加を行います。

##### <具体的な実施方法>

- 自然冷媒ヒートポンプ給湯器設備設置費助成の開始  
区内の住宅等において、新たに自然冷媒を使用したヒートポンプ給湯器を設置する場合に9万円を助成します。
- 高日射反射率塗料施工費助成の開始  
区内に既存建築物を有する区民、管理組合法人、中小企業を申請者とし、JIS適合品又は日射反射率（全波長領域）50%以上を有する塗料を用いた居室上の屋根、屋上部分についての施工を対象とします。施工面積1㎡当たり2,000円を助成し、1件あたり40万円（個人、事業所）管理組合等には100万円を上限とします。

##### <期待される効果>

- 助成制度の拡充によって、これまで以上に省エネルギー設備の普及が進み、各家庭等における温室効果ガスの排出削減につながります。また、区民が地球温暖化などの環境問題を考える意識啓発につながることも期待できます。

## 2.3 アクションプラン2 再生可能エネルギーの利用促進

### (1) 新エネルギー設備設置助成事業の拡充【環境政策課】（資料第4号参照）

#### <概要>

- 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減に効果的な新エネルギー設備の普及を促進するため、助成額の増額を行います。

#### <具体的な実施方法>

- 住宅用太陽光発電システム設備設置費助成金額【拡充】  
【現行】5万円/kW（上限20万円）  
【拡充】出力5.00kW以下が10万円/kW、出力5.01kW以上が5万円/kW  
（上限70万円/工事費用負担額による上限あり）

#### <期待される効果>

- 助成制度の拡充によって、これまで以上に新エネルギー設備の普及が進み、各家庭等における温室効果ガスの排出削減につながります。また、区民が地球温暖化などの環境問題を考える意識啓発につながることも期待できます。

## 2.4 アクションプラン3 スマートシティの推進

### (1) 手づくりビオトープ普及促進【環境政策課】

#### <具体的な実施方法>

- 住宅のベランダ等の狭いスペースでも、費用をあまりかけずに、生きものの暮らす場所（ビオトープ）を手づくりする「手づくりビオトープ」について、環境イベント等でのチラシの配布により周知・啓発し、一人一人の緑化の取組みを促進します。

#### <期待される効果>

- 区民等が敷地内での緑化に取り組むことで、区内の緑を増やし、二酸化炭素削減に寄与します。

### (2) 次世代自動車に関する情報提供

#### <具体的な実施方法>

- 東京都の電気自動車や低燃費車等に関する補助等のZEV導入支援事業について、環境イベントや区HP等で更なる周知を行います。

#### <期待される効果>

- 区内におけるZEV導入を促進することで、運輸部門の二酸化炭素削減に寄与します。

## 2.5 アクションプラン4 循環型社会の形成

### (1) フードシェアリングサービスの提供【リサイクル清掃課】

#### <概要>

- 廃棄になり得る可能性のある食品について、「価格を下げても売り切りたい区内店舗」と「欲しい商品をより安く購入したい消費者」を、WEBサイト上でマッチングすることで、事業系食品ロスのより一層の削減を目指します。

#### <具体的な実施方法>

- フードシェアリングサービスを提供する事業者と区が利用契約を締結し、飲食物を提供する区内店舗がWEBサイトを利用できる環境を提供します。  
区は、登録店舗の審査及び承認を行い、登録された店舗は、WEBサイト上のフードシェアリングサービスに、いつでも希望の価格で商品を掲載することが出来ます。

消費者は、フードシェアリングサービス上で掲載商品の予約をし、店頭で代金と引き換えに商品を引き取ります。

<期待される効果>

- 区がサービス利用料を負担することで、事業者のフードシェアリングサービスの活用を後押しし、区内飲食店等から発生する作り過ぎなどを起因とする食品廃棄物とそれを起源とするCO<sub>2</sub>の削減を図ることが出来ます。

## 2.6 アクションプラン5 気候変動の影響への適応（自然災害対策）

### (1) 気候変動の影響に関する周知【環境政策課】

<概要>

- 環境イベント等において、「気候変動の暮らしへの影響」について情報発信し、一人一人の気候変動対策に対する意識向上を図ります。

<期待される効果>

- 気候変動が暮らしにどのような影響を与えるかを具体的に示すことで、より区民に気候変動を自分の問題として考えることを促し、取組を始めるきっかけづくりとなることが期待できます。